

全国の夜景百選 姨捨夜景ツアー

■募集型企画旅行契約

この旅行は(一社)信州千曲観光局(以下、「当局」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当局と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」という)を締結することになります。
旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び当局旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行企画・実施

一般社団法人 信州千曲観光局
長野県知事登録旅行業第3-593 一般社団法人 全国旅行業協会 正会員
〒389-0821 長野県千曲市上山田温泉二丁目12番地10
本社営業所 総合旅行業務取扱管理者 近藤弘之
募集型企画旅行実施可能区域 千曲市 長野市 上田市 坂城町 麻績村 筑北村

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引主任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく記載の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

■旅行契約の成立時期及び旅行代金のお支払い

当局が契約の締結を承認し、旅行代金をいただいたときに成立いたします。当局主催による募集型企画旅行に係る旅行代金のお支払い(申込金を含む)は、事前に電話等で観光局へ申込された方も含め、本旅行実施日にお支払いいただきます。

■旅行代金に含まれるもの

戸倉上山田温泉 各出発場所から帰着までのバスまたはタクシー代。

■取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行開始日の 前日からさかのぼって	①21日前(日帰りの場合は11日前)まで	無料
	②20日(日帰りの場合は10日)～8日前	20%
	③7～2日前	30%
④旅行開始日前日	⑤旅行開始日当日(⑥を除く)	40%
	⑥旅行開始後及び無連絡不参加	50%
		100%

■当局の責任及び免責事項

当局は、契約の履行にあたって、当局又は当局の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

お荷物の損害については、先述の規定にかかわらず、損害発生の翌日から14日以内に当局に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当局に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

■特別補償

当局は、当局または当局が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき以下の支払いを行います。

死亡補償金	1,500万円
入院見舞金	入院日数により2万円～20万円
通院見舞金	1万円～5万円
携行品にかかる損害補償金	15万円を限度。※一個人又は一対についての補償限度は10万円

■運賃・料金の基準日

旅行代金は、2018年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

お問い合わせ
お申し込み

当局 TEL.026-261-0300

FAX 026-261-0350 メール info@chikuma-kanko.com

※ 戸倉上山田温泉宿泊の方は、お泊りのホテル・旅館に問い合わせください。

【旅行企画・実施】

一般社団法人 信州千曲観光局 長野県千曲市上山田温泉二丁目12番地10
長野県知事登録旅行業第3-593 一般社団法人 全国旅行業協会 正会員